政　令

平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年八月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百十四号

平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十四年政令第二百八号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項まで」を「第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
国土交通大臣　羽田雄一郎

省　令

○総務省令第八十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月十五日

総務大臣　川端　達夫

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の三の表中「344.25」を「334.25」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第八十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月十五日

総務大臣　川端　達夫

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の十二第一項中「無線設備（」の下に「A三E電波を使用する周波数間隔が八・三三kHzのもの及び」を加え、同項第一号の表区別の欄中「（変調周波数三五〇ヘルツから二、五〇〇ヘルツまで）」を削り、同表条件の欄中「六デシベル」を「変調周波数三五〇ヘルツから二、五〇〇ヘルツまでにおいて、六デシベル」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　航空機局の一一八MHzから一四二MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備であつて、A三E電波を使用する周波数間隔が八・三三kHzのものは、その航空機の航行中における通常の状態において、第一項各号の表（第一号の表信号対雑音比の項を除く。）に定める条件に適合するものであるほか、送信装置における信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの周波数で七〇パーセント変調をした場合において、三五デシベル以上でなければならない。

第四十五条の十二の十中「別表第四号」を「別表第六号」に改める。

第四十五条の十五第一項中「無線設備（」の下に「A三E電波を使用する周波数間隔が八・三三kHzのもの及び」を加え、「第三号に定める条件」を「第三号の表」に、「、通過帯域幅の項及び総合周波数特性の項（二に限る。）のものを除く。）のほか、次の表」を「、一信号選択度の項及び総合周波数特性の項を除く。）に定める条件のほか、次の各号の表」に改め、同項第一号の表区別の欄中「（変調周波数三〇〇ヘルツから三、〇〇〇ヘルツ）」を削り、同表条件の欄中「六デシベル」を「変調周波数三〇〇ヘルツから三、〇〇〇ヘルツまでにおいて、六デシベル」に改め、同項第二号の表を次のように改める。

区別	条件
感度	信号対雑音比を六デシベルとするために必要な受信機入力電圧が、一、〇〇〇ヘルツの周波数で三〇パーセント変調をされたものの場合において、五マイクロボルト以下
一信号選択度	
通過帯域幅	一、〇〇〇ヘルツの周波数で三〇パーセント変調をされた受信機入力電圧を受信装置の最大感度の点から六デシベル高い値で加えた場合において、当該装置の最大感度時における出力と同等の出力となるときの幅が割当周波数から当該割当周波数の（±）〇・〇〇五パーセント（一定の方向にある航空機局と航空交通管制に関する長距離通信に使用するものにあつては、五kHz）以上
減衰量	
スプリアス・レスポンス	一、〇〇〇ヘルツの周波数で三〇パーセント変調をされた受信機入力電圧を加えた場合において、当該装置の最大感度時における出力と同等の出力となるときの当該受信機入力電圧の四〇デシベル低下の帯域幅が（±）一七kHz以内、六〇デシベル低下の帯域幅が（±）二五kHz以内
総合周波数特性	六〇デシベル以上
	変調周波数三五〇ヘルツから二、五〇〇ヘルツまでにおいて、六デシベル以内